

Title	在奉天総領事落合謙太郎：在奉天総領事の見た満州問題
Sub Title	Ochiai Kentaro Consul-general of Japan at Mukden : The Japanese Consul-general's view over the Manchurian Issues, 1911-14
Author	井上, 勇一(Inoue, Yuichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.5 (2012. 5) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20120528-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

在奉天総領事 落合謙太郎

——在奉天総領事の見た満州問題——

井 上 勇 一

- 一 問題の所在
- 二 満州統治問題
 - (一) 在奉天総領事館の体制強化
 - (二) 関東都督との対立
- 三 満州政況問題
 - (一) 辛亥革命と第一次満蒙独立運動
 - (二) 日貨排斥問題
- 四 満州懸案問題の処理
 - (一) 満鉄培養線敷設権問題
 - (二) 鄭家屯日本軍銃撃事件
- 五 むすび

一 問題の所在

明治四四年一〇月一〇日、武昌に始まった辛亥革命は瞬く間に清国全土に広がり、翌明治四五年一月一日、革命派が孫文を中華民国臨時大總統に擁立したため、二月一二日、宣統帝は退位を余儀なくされ、ここに清王朝は終焉した。辛亥革命の勃発により、日本および欧米列強諸国は、各国の中国権益の維持といった観点から、清王朝派を支援するか、革命派と提携するかの選択をせまられることになり、第二次西園寺内閣は、中国における日本の権益や在留邦人に被害がおよばないかぎり、軍事行動はできるかぎり避けるとともに、官革両派のいずれにも加担しないとの基本的な方針を打ち出していた。

しかしながら、辛亥革命の進展は日本に対して微妙な問題を投げかけた。すなわち、それまでの清国政府との関係を踏まえれば、中立的立場とはいえ、日本が清国政府と革命派のいずれにも加担しないとすることは、清国政府には日本がそれだけ革命派に接近したように見えた。また清朝王家始祖の地である満州にまで、革命派の勢力がおよぶかどうかは不明であったが、北京に革命政権が誕生しても、満州に清王朝を継承する政権が発足する場合には、日本は、官革両派の間において中立的立場をとりながら、これまでのように在満権益を維持できるのかといった懸念もあった。

他方、実際に建設されることはなかったものの、英国ボーリング商会が獲得した錦愛鉄道（錦州・愛理間）計画のような満州西部における鉄道建設計画や、米国による満州鉄道中立化案が提示されたことよって、日本は、満鉄本線と満州西部の遼西地方とを結ぶ培養線の建設が不可欠であることを認識し、辛亥革命が進行する中にも、権益の拡充に努めなければならなかった。加えて、明治三八年一二月二日に調印された日清満州善後条約では、満鉄本線（大連・奉天・長春間）の租借期間は三三年間、また安奉鉄道（奉天・安東間）については

最長でも一八年間とされたため、満鉄本線および安奉鉄道の租借期間の大幅な延長は、日本が早急に解決しなければならぬ課題であった。このような中で、明治四四年十一月四日、第四代総領事として、在露大使館参事官であった落合謙太郎が奉天に着任した。

落合は、明治三年二月二日、滋賀県東浅井郡大郷村に生まれ、明治二八年七月に（東京）帝国大学法科大学を卒業、同年九月の第二回外交官領事官試験に合格、同期には初代在奉天総領事萩原守一、また第二代総領事加藤本四郎がいる。外務省入省後、落合は、同年一〇月から領事官補として在京城および在抗州領事館に、その後、外交官補として明治三〇年二月から在露公使館に在勤、明治三四年五月三〇日に三等書記官、次いで翌明治三五年六月一二日に二等書記官に昇進、明治三五年一〇月二〇日からは外務書記官として本省政務局で勤務した後、明治三六年一〇月一日から再び二等書記官として在仏公使館に在勤、明治三八年八月のポーツマス講和会議およびそれに続く日清満州善後条約締結交渉では、小村寿太郎首席全権（外相）の随員を務めた。さらに落合は、明治三九年一月二六日から一等書記官としてセント・ペテルスブルグに再開された在露公使館に在勤、明治四一年五月一日に同公使館が大使館に昇格した後、翌明治四二年六月三〇日には参事官に昇進、五年半にわたって、次席として本野一郎駐露公使および大使を補佐してきた。

明治四四年三月末、母親の病氣見舞いのために一時帰国した落合は、母親の病没後、七月一日まで東京に滞在し、七月二三日にセント・ペテルスブルグに帰任したが、露国在勤はすでに五年以上におよんでおり、帰任して間もない八月二八日に帰朝発令を受けた。このことは、落合がセント・ペテルスブルグに帰任した時には、すでに帰朝発令を受けることが内定していたこと、また東京滞在中に、第二次桂内閣小村寿太郎外相より、在奉天総領事への内示を受けたことを示している。第二次桂内閣は八月三〇日に総辞職するが、九月二四日に露国より帰朝した落合は、十一月二日、第二次西園寺内閣内田康哉外相から在奉天総領事の辞令を受け、同一四日に奉天

に着任、外交官領事官試験では二期後輩の小池張造から事務の引継ぎを受けた。その時、落合は四一歳であつた。⁽¹⁾小村外相が在奉天総領事に落合を起用したのは、落合が、同外相の随員として、ポーツマス講和会議および日清満州善後条約の締結交渉に陪席し、小村外相と同様に、日本にとって満州権益の特殊性を十分に理解し、日露戦争をはさんであわせて一〇年間にわたってセント・ペテルスブルグに在勤した経験から、満鉄の対露戦略上の重要性を十分に認識していたことがある。また米國が提起した満州鉄道中立化問題や、英國による錦愛鉄道計画などの満鉄平行線問題が、露國の東清鉄道と日本の満鉄に共通の利害をもたらし、それが基になって日露協約が成立することになっただけに、その間、セント・ペテルスブルグにおいて、第一回および第二回日露協約成立のために奔走した落合は、満鉄の權益擁護のためには、培養線の建設が不可欠といった満鉄をめぐる諸情勢にも精通していたこともあつた。

一般的に、公館長については、後任者の年次が前任者よりも上になるといふ年次の逆転は稀であるが、前任者の小池よりも年次が二期上の落合を、あえて小池の後任としたことも、小村外相が、在奉天総領事には落合以外に適任者はいないと見ていたことがうかがわれる。前任者小池の時代には、小池と大島義昌関東都督との間に軋轢が生じたこと⁽²⁾から、在奉天総領事と関東都督との関係を改善するためには、在奉天総領事の年次をあげることに、また在奉天総領事館の館内体制を強化することが不可欠であり、そのためには、年次の逆転といった人事も避けられないところであつたから、小村外相には、ポーツマス講和条約交渉において労苦をともした落合であれば、このような好まれない人事であつても受け入れられるだろうとの期待もあつたと思われる。

このような辛亥革命による中国の政治的變動が続く中で、日本は、満鉄培養線の敷設権獲得など満州権益の強化を推進することになるが、本稿では、落合の在奉天総領事時代に、落合が、すなわち在奉天総領事館が、満州問題について、何を考え、何を本省に伝えようとしたのかを明らかにすることによって、辛亥革命期における日

本の満州政策について、在奉天総領事の側から考察しようとするものである。

(1) 落合が奉天に着任した時の外相は内田康哉であったが、大正元年二月二日に成立する第三次桂内閣では、加藤高明駐英大使が起用されることとなり、加藤が帰国して外相に就任する翌大正二年一月二十九日まで、桂首相が外相を兼任した。その後、加藤の外相就任後もなくして、第三次桂内閣は総辞職し、二月二〇日に成立する第一次山本権兵衛内閣では牧野伸顕が外相に起用された。翌大正三年四月一六日に第二次大隈内閣が誕生すると、再び加藤が外相に起用されたが、翌年八月一〇日、二個師団増設問題をめぐって加藤が外相を辞任した後、外相には石井菊次郎駐仏大使が起用されることとなり、石井が帰国して外相に就任する一〇月一三日まで、大隈首相が外相を兼任した。

また外務次官は石井菊次郎、政務局長は倉知鉄吉、通商局長は坂田重次郎であったが、明治四五年五月八日、駐仏大使に転出する石井に代わって倉知が外務次官となり、政務局長には阿部守太郎在華公使館一等書記官が起用された。さらに大正二年二月一日には退官する倉知に代わって松井慶四郎在米大使館参事官が外務次官に就任した。また大正二年九月三日、阿部が自宅前で暴漢に刺された傷が原因で死亡したため、前在奉天総領事の小池張造在英大使館参事官が政務局長に起用されることになり、小池が帰国する一〇月一三日まで、松井次官が政務局長を兼任した。

なお、駐華公使は、大正二年七月二十九日に伊集院彦吉から山座円次郎在英大使館参事官に交代したが、翌大正三年五月二八日に山座が北京にて客死したため、八月二〇日に在チリ公使を務めていた日置益が後任の駐華公使として着任するまで、同六月四日までは松平恒雄一等書記官が、またその後は小幡酉吉一等書記官が臨時代理公使を務めた。

(2) 拙稿「在奉天総領事 小池張造―在奉天総領事のみた満州問題―」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第八四卷第三号、平成二三年三月)。

二 満州統治問題

(一) 在奉天総領事館の体制強化

落合が総領事であった時代に、落合を補佐し、落合が不在となるときには総領事代理を務める次席は、落合の着任時は有田八郎領事官補であった。有田は、落合の着任直後、明治四四年一月二〇日に副領事に昇進し、翌明治四五年二月二九日に離任するが、その後の次席は、落合の奉天赴任に同行して着任した山崎平吉領事官補ではなく、同年二月一六日に着任した書記生出身の天野恭太郎領事が指名された。次いで天野が大正元年一月九日に離任した後は、同年一月三日に在齊々哈爾領事館から転任してきた書記生出身の井原真澄領事が次席を務め、在奉天総領事館の次席には、外交官領事官試験合格者であっても、入省間もない領事官補ではなく、書記生出身ではあっても、外交官としての経験を積んだ領事を起用する体制が確立された。¹⁾

この背景には、萩原から前任者小池までの三代の各総領事は、着任時の年齢がいずれも三〇歳代後半であったのに対して、落合は四一歳であったように、在奉天総領事の年次が高くなったこととも無関係ではない。館長の年次が高くなれば、それだけ次席の年次も高くできることから、書記生出身者でも、落合の下で次席を務めた後、在吉林領事を務めた天野や、在齊々哈爾領事館から在奉天総領事館の次席に転任した井原のように、領事館の館長を務めるほどの年次の者で、なおかつ満州在勤経験者を在奉天総領事館の次席に配置したところにも、本省が在奉天総領事館の館内体制の強化を模索していた跡が示されている。

ところで、外交官領事官試験合格者である領事官補については、在奉天総領事館では、開館以来、常時、領事官補一名の配置を受けていたが、落合に同行して山崎平吉領事官補が着任したことにより、領事官補は有田とともに二名体制になった。その後、有田が翌四五年に帰朝した際には桑島主計領事官補が、また大正二年に桑島が

離任した際には東郷茂徳領事官補が、さらに翌三年に山崎が離任した際には、朝岡健領事官補がそれぞれ後任として着任し、在奉天総領事館には、常時、領事官補二名が配置される体制が確立された。当時の外交官領事官試験合格者は、毎年一〇名にも満たない人数であったから、その中から毎年一名を奉天に配置したというのは、本省が、それだけに奉天総領事館への人員配置を重視していたことがうかがわれる⁽²⁾。

また落合が着任した時に奉天に在勤していた書記生は、深沢暹、竹内広彰、岩田庫治および寺井秀昌の四名であったが、その後、小松正則、国原喜一郎、浅山竜二の三名が着任する一方で、寺井、深沢、小松および岩田の四名が離任し、竹内が新民屯分館主任に異動したため、落合が離任したときには、書記生は国原と浅山の二名のみが在勤していた。また落合が着任したときには通訳生は未配置であったが、その後、西尾正、坂東末三、林出賢次郎、清野長太郎の四名が配置され、離任したのは西尾のみであったから、落合が離任したときには、通訳生は坂東、林出および清野の三名が在勤しており、書記生と通訳生の人数は小池総領事時代と同じように、あわせて常時五名が配置されていた。落合が離任した後、林出と坂東が通訳生から書記生に昇進したことは、通訳生には配置されなかった書記生を補充する意味もあつたことを示している。

このように、落合総領事時代には、次席には領事官補ではなく領事が配置されるようになったこと、また領事官補が一名増員されて二名になり、館員数が総領事を含めて九名に増えたところに、本省が在奉天総領事館の館内体制を強化しようとした意図を見ることが⁽³⁾できる。

なお、小池総領事の時代に在問島総領事館が開設されたことにより、萩原初代総領事が提言してきた在満領事館体制は一段落し、落合の奉天在勤の間に、満州に開設された領事館はない。大正四年七月二六日、加藤外相は在満各領事に対して、同年五月二五日に南満州および東部内蒙古に関する条約が成立したことを受けて、今後の満州において新設すべき領事館について意見を求めているが、落合は、七月三十一日、これに対して鄭家屯、錦州、

洮南および赤峰などをあげたが、在奉天総領事館管轄区域に領事館が増え、管轄区域が縮小されれば、在奉天総領事館における領事事務の負担は軽減されるものの、日本の満州統治における在奉天総領事館の役割が縮減することを懸念し、落合は領事館の新規開設に必ずしも賛成していなかった様子⁽⁴⁾がうかがわれる。

(1) 小池総領事時代の在奉天総領事館では、官職としては、領事官補よりも上席の速水一孔副領事も在勤していたが、次席は尾崎洵盛領事官補、青木新領事官補が務めていた。また井原が大正三年一〇月一七日に離任した後は、後任者の領事が配置されなかったため、大正四年九月に落合が離任する際に、加藤外相は、本省政務局第一課に勤務する矢田七太郎を領事として、落合が離任した後の在奉天総領事館の館務を統括させた。このことは、加藤外相には、次席は空席とし、萩原ならびに加藤総領事時代の吉田茂、また小池総領事時代の有田八郎のように、次席に再び領事官補をあてる考えはなかったことを示している。

なお、天野は大正元年九月二日から一〇月一〇日まで、また井原は大正二年七月二日から八月二五日まで、それぞれ総領事代理を務めている。

(2) 有田は明治四二年九月の第一八回外交官領事官試験に合格したが、外交官領事官試験合格者は、第一八回が一〇名、第一九回が九名、第二〇回が八名、第二一回が六名、第二二回が八名であった。

なお、現在の領事官補は、外交官補とともに在外研修員という身分であり、在外公館の館務には従事していないが、当時は、外交官補も、また領事官補も館務に従事していた。

(3) 満州駐在の総領事は、在哈爾濱総領事が、明治四五年四月三〇日に川上俊彦から本多熊太郎に交代し、大正三年六月二二日に本多が離任した後、川越茂領事官補が、また同年一二月七日からは佐藤尚武領事が総領事代理を務めた。また在間島総領事は、明治四五年一月一三日に永滝久吉が離任した後、奉天在勤者の速水一孔副領事、大正二年六月二三日からは奉天在勤者の堺与三吉領事が、さらに大正三年八月一五日からは、堺領事から交代した鈴木要太郎領事が総領事代理を務めた。

また主な領事としては、在安東領事は、大正元年九月一九日、萩原、加藤総領事時代に奉天に在勤し、後に第七

代在奉天総領事となる吉田茂が着任した。在鉄嶺領事は森田寛蔵であったが、大正三年一〇月二三日、森田が在吉林領事に異動し、在長春領事館から異動してきた酒匂秀一領事官補に交代した。在長春領事は木部守一であったが、大正三年一〇月二日に離任し、河野清書記生による事務代理を経て、同年一月二日、山内四郎と交代した。在吉林領事は大正三年一〇月二三日、後に第八代在奉天総領事となる林久治郎から、在鉄嶺領事であった森田寛蔵に交代した。在齊々哈爾領事は、大正元年一月三〇日に井原真澄が在奉天総領事館の次席に異動した後、後に奉天に在勤し、赤塚正助総領事の下で次席を務める吉原大蔵書記生が領事代理を務めた。

(4) 拙稿「在奉天総領事 萩原守一―在奉天総領事のみた満州問題―」（慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第八三巻第五号（平成二二年五月）。

大正四年七月二六日加藤外相発在奉天落合総領事ほか宛公信機密送第九九号および第一〇〇号。

同七月三一日在奉天落合総領事発加藤外相宛公信機密公第二一二号（以上、外務省外交史料館所蔵外務省記録（以下「外史」と略す）6・1・2・6）。

大正五年三月二六日石井外相発日置在華公使宛公信機密送第五一号（「外史」6・1・2・72）。

石井外相は、大正五年三月一六日、落合が離任した後、在奉天総領事館管轄区域においては、鄭家屯と赤峰に領事館の開設を決定し、鄭家屯には同年一〇月二五日に在奉天総領事館分館を開設、さらに大正七年六月一四日に同分館は領事館に昇格した。また赤峰には大正六年二月二七日に領事館が開設された。また在奉天総領事館管轄区域以外においては、掏鹿、海龍、農安および通化の四カ所に領事館を開設することとし、農安には同年九月一三日に在長春領事館分館が、海龍には一〇月二日、掏鹿には同一八日にそれぞれ在鉄嶺領事館分館が、さらに通化には翌六年二月八日に在安東領事館分館がそれぞれ開設されたが、これら分館が領事館に昇格することはなかった。

なお、落合の奉天在勤後、鄭家屯および赤峰以外に、満州事変が勃発するまでに満州に開設された領事館としては、大正一一年六月一七日に在齊々哈爾領事館管轄区域内において開館する在満州里領事館がある。

(二) 関東都督との対立

辛亥革命が進展する中であって、落合にとって最も困難な問題は、満州に侵入した革命派党員の取締りをめ

ぐって、関東都督との間に軋轢が生じたことであつた。落合も、前任者小池と同様に、奉天赴任前の一月七日に関東都督事務官兼任の発令を受けた。明治四一年一月の関東都督府官制の改革により、在奉天総領事が都督府事務官を兼任することによって、都督の指揮の下において鉄道付属地における警察権の執行責任者となつていたものの、最終的な権限は都督にあつたため、鉄道付属地に潜伏する不穏分子の摘発について、落合が内田外相の指示を受ける一方で、都督には何ら協議を求めようとしな⁽¹⁾いことに、大島都督やその後任の福島安正都督には、都督としての権限が無視されたという不満が生じた。

明治四四年一月二九日、内田外相は落合に対して、鉄道付属地内において在留邦人に匿われていた革命派党员の一掃を命じたが、大島都督は、将来、革命政権が誕生することを考えるならば、ここで革命派党员に鉄道付属地からの退去を求めるのは得策でないとして、都督として都督府事務官でもある落合に対して、内田外相からの訓令の執行を見合わせるよう命じた。これに対して伊集院駐清公使が、三〇日、袁世凱國務總理等清国政府首脳には、日本政府が革命派に対して庇護を与えることを認めているといった誤解もあるような状況の中では、日本が官革両派の間で中立を維持するためには、在奉天総領事による不穏分子の取締まりは不可欠との意見具申を行ったこともあり、内田外相は大島の異論には同意しなかつた。⁽²⁾

ここには、小池総領事時代と同様に、落合が総領事となつてからも、依然として、在奉天総領事と関東都督との間では、警察権をめぐる権限争いの続いていたことが示されている。明治四五年四月、大島都督と交代して、福島陸軍中将が都督に就任する際に、内田外相は、在滿各領事に対して、各領事館と都督府との間の意思疎通に努めるよう訓令を發出しているが、このことは、在滿領事と関東都督との間の対立が顕在化してきたことについて、外務本省においても憂慮し始めていたことが示されている。しかしながら、辛亥革命が進行している状況の中で、小池総領事時代とは異なつて、外務本省が在奉天総領事の存在を重視し、都督の外交問題への介入を許さ

ないとする強い態度を示すようになったのは、特に大正二年一〇月に小池前総領事が政務局長に就任したことにより、外務本省内においてもその問題の所在が十分に理解されるようになったためであった。

このように、在奉天総領事と関東都督との対立が深まったことにより、関東都督は、自らが満州における統治の実権を掌握しようと試みた。大正四年五月二十五日、「対華二一カ条要求」をめぐる日華交渉が終わって、満州州および東部内蒙古に関する条約が成立した後、福島都督の後任である中村覚関東都督は、岡市之助陸相に対して、関東都督府とその配下の陸軍部隊司令部を、旅順から奉天へ移すとともに、関東州および満鉄付属地における行政、外交、司法、警察にかかわる全ての権限を関東都督の下に集約する満州統治機構の一元化を提議した。⁽⁴⁾この提議には、中村是公満鉄総裁の満州開発は満鉄が中心になって推進するという考えが色濃く反映されていたが、他方、関東都督府にあつては、警察権の行使をめぐつて、都督府事務官に兼任されている落合が、在奉天総領事として内田外相の指揮を受けても、都督府事務官でありながら、関東都督の指揮に服そうとせず、外交問題に関東都督が介入する余地を与えようとしなかったことへの反発を示したものであつた。しかし、中村都督によるこのような満州統治機構の一元化提案は、満州における在奉天総領事の権限を縮減するものに他ならず、このため、落合としては、自らの権限にかかわるこのような提案には同意できなかつたものと思われる。

(1) 明治四四年一月二九日大島関東都督発内田外相宛電報第二二一一号。

大正元年一〇月二四日福島関東都督発内田外相宛電報秘密第六〇号。

同二六日内田外相発福島関東都督宛電報第五六号(以上、「外史」1・1・2・67—1松、「松」は、外務省記録原本ではなく、松本忠雄外務政務次官が筆写したいわゆる「松本記録」によるものであることを示す。)

なお、関東都督は、明治四五年四月六日、大島義昌陸軍大将から福島安正中将に、さらに大正三年九月一五日に中村覚中将に交代する。また満鉄総裁は、大正二年二月一九日に中村是公総裁が退任し、後任には野村電太郎

鉄道院副総裁が着任するが、翌大正三年七月一日には中村雄次郎陸軍中将に交代する。

- (2) 明治四四年一月二八日、二九日大島閔東都督発内田外相宛電報(番号不明)、同第三二二一号。同二九日在奉天落合総領事発内田外相宛電報第四六七号。
- 同三〇日在華伊集院公使発内田外相宛電報第六〇六号(以上、「外史」1・1・2・67―1松)。
- (3) 明治四五年五月(日付不明)内田外相発在奉天落合総領事宛公信(番号不明)〔「外史」6・1・2・63〕。
- (4) 明治四五年五月二五日「中村覚閔東都督意見書」〔「外史」1・7・10・25〕。

三 満州政況問題

(一) 辛亥革命と第一次滿蒙獨立運動

落合が奉天に着任したのは、武昌において辛亥革命が勃発してからおよそ一カ月後であったから、着任直後の落合にとって、辛亥革命の余波からいかにして満州にける日本の權益を擁護し、在留邦人を保護するかは最大の課題であった。落合は、奉天において、満州各地の軍閥が送り出すおびただしい数の軍勢が、清朝王家擁護のために京奉鉄道により南下するのを見守っていたが、他方、日本としては官革両派のいずれにも加担しないといった基本方針があるにもかかわらず、中村是公滿鉄総裁が、あたかも趙爾巽東三省総督の追放を画策しているかのように、奉天において公然と革命派との接触をはかっていることに苦慮していた⁽¹⁾。

特に滿鉄本線沿線の鉄道付属地内では革命派党员が邦人等に匿われており、趙総督は、日本軍が、奉天市内を混乱に導き、奉天に軍政を施行するのではないかといった疑惑さえも抱き始め、落合に鉄道付属地内の革命派党员の引渡しを求めていた。官革両派の間では中立を保つという日本の立場からすれば、趙総督の要求に応えて革命派党员を同総督に引き渡すことはできなかったが、他方、邦人等の庇護を受けている革命派党员をそのまま鉄

道付属地内に留めておくこともできなかった。そのため、明治四四年一月二八日、落合は内田外相に対して趙総督の猜疑心を除去するためには、不穏分子を、東三省当局に引き渡さないまでも、鉄道付属地内から一掃することは不可避とする所見を伝えた。同日、内田外相もこれに同意し、落合に対して、邦人の庇護を受けている不穏分子を鉄道付属地から立ち退かせるとともに、この措置について趙総督にも説明するよう命じた。²⁾

一月二九日、落合は趙総督を訪ね、内田外相からの訓令を伝えたが、同総督は、鉄道付属地内では、革命派党员が武器弾薬を保持しつつ邦人等により匿われており、また邦人の中には資金を供与する者もいるとして、落合に対して改めて嚴重な取締りを要求した。また同日、東京では、在京清国公使が内田外相を訪ね、北京からの訓令として、鉄道付属地における革命派党员の取締りを要求したため、内田外相も、閩東州および鉄道付属地が革命派の拠点とされることがないよう取締りを強化すると応じざるをえなかった。³⁾

落合は、一二月初旬には鉄道付属地より不穏分子を一掃することに成功するが、それを境に、今度は趙総督が落合に対して、改めて満州に侵入する革命派党员に対する取締りを求めてきた。官革両派の間では中立を保つという方針の下では、落合は、趙総督の要望に応じることはできず、取締りの可否はあくまで在奉天総領事として判断することと応じたものの、日本の中立の立場を趙総督に通告すれば、趙総督は、逆に、日本は趙総督との距離を空ける一方、革命派との距離を縮め、革命派支持へと方針を転換したと誤解させることにもなりかねないため、落合は、厳正中立の立場を維持することに疑問を呈する所見を内田外相に伝えている。⁴⁾

翌明治四五年一月一九日、落合は、孫文新政権が新たに任命した藍夫蔚閩外都督より、満州における清王朝派の残党を追放することは、満州における中国新政権による支配を確立することが目的であり、新政府軍は規律を重んじ、在留友邦国人に累をおよぼすことはしないと、新政府軍を土匪として討伐するとの旧政権側の主張には惑わされないよう注意を促す書簡を受け取った。落合は、それまで時局を維持するだけの力はあるとみてい

た趙総督が、現在は秩序維持にも自信を失っていること、また鄭家屯に拠点において満州の治安維持に努めている張作霖の軍勢も寄せ集めにすぎず、成り行きによっては暴徒化する恐れもあること、したがって、そのような時に革命軍が満州に上陸すれば、満州の秩序維持はさらに困難になると報告している。⁽⁵⁾

ここにいたって、清王朝が崩壊したことを認識した落合は、満州における軍事的覇権を手中に収めた張作霖の動向を探っていたが、張作霖は、日本が満州に多大な権益を持っていることも認識し、今さら革命派に協調することはできないとして、日本の支援を受けて清朝王家一族の肅親王善耆を擁立し、満州に清朝王家による政権を樹立したいとの希望を明らかにした。しかしこのような旧王朝家による政権の樹立を支援することは、満州に逃れた清朝王家一族の身の安全を革命派から守るといふのとは異なり、明らかに満蒙の独立を支持することを意味し、官革両派の間では中立を維持するという西園寺内閣の基本方針からは逸脱していたため、落合としては、このような構想を支持することはできなかった。⁽⁶⁾

明治四五年二月二日、清王朝の存続に見切りをつけた肅親王善耆は、北京を脱出して旅順の関東都督府民政長官公邸に移り、川島浪速や一部の日本陸軍関係者等の支援を受け、張作霖など満州軍閥の蜂起を促し、満蒙の独立を画策していたが、この策略を察知した落合は、二一日、内田外相にこれを内報したため、これに関与していた陸軍関係者が参謀本部の叱責を受け、三月末、いわゆる第一次満蒙独立運動は瓦解した。⁽⁷⁾ 関東都督府傘下の陸軍の出先が、官革両派の間で中立を保つという西園寺内閣の基本方針に反して、満蒙独立運動を支援していることは重大な規律違反であり、落合としては、中立の証としても、鉄道付属地が革命派の活動拠点とされることは防がなければならなかったが、それにもかかわらず、陸軍による満蒙独立運動派への武器供与は密かに続けられ、こうした陸軍の動きが、大正三年八月、鄭家屯近郊において、中国警官による日本軍銃撃事件を引き起こす原因にもなった。⁽⁸⁾

- (1) 明治四四年一月二日小池総領事発内田外相宛電報第三九八号〔外史〕1・1・2・67―1松。
- (2) 明治四四年一月二七日、同二八日在奉天落合総領事発内田外相宛電報第四五四号、四五八号。
同二八日内田外相発在奉天落合総領事宛電報第二三〇号(以上、「外史」)1・1・2・67―1松)。
- (3) 明治四四年一月二九日在奉天落合総領事発内田外相宛電報第四六二号、四六三号。
同日内田外相発在奉天落合総領事宛電報第二三五号(以上、「外史」)1・1・2・67―1松)。
- (4) 明治四四年二月五日、同四五年一月五日在奉天落合総領事発内田外相宛電報第四九四号、第四号(以上、「外史」)1・1・2・67―1松)。
- (5) 明治四五年一月一九日、同二一日在奉天落合総領事発内田外相宛電報第三二号、第三七号(以上、「外史」)1・2・67―1松)。
- (6) 明治四五年一月二七日、同二月五日在奉天落合総領事発内田外相宛電報第五一号、第八九号(以上、「外史」)1・1・2・67―1松)。
- (7) 明治四五年二月二一日在奉天落合総領事発内田外相宛電報第一四〇号〔外史〕1・1・2・67―1松)。
なお、官革両派の間では中立をとることにしていた日本が、肅親王善耆の関東都督府民政長官公邸に滞在することを認めたのは、三月一九日、外務省の旅順から退去させるべきではないかとの意見に対して、川島等が強く抵抗したため、六月一日、後に関東都督に就任する福島安正参謀本部次長が同親王と会見し、同親王より、満蒙独立運動に関与することほしき言質を得たことによる。
- (8) 栗原健編『対滿蒙政策史の一面』(原書房、昭和四一年、一三九頁)。

(二) 日貨排斥問題

清王朝が崩壊した後、明治四五年三月一〇日、孫文は臨時大總統の地位を清王朝派の袁世凱國務總理に譲り、また袁國務總理は、大正二年七月一二日に第二革命を鎮圧し、一〇月一〇日に正式に大總統に就任するなど辛亥革命の混乱が続く中で、第二次大隈内閣は、翌三年八月に第一次世界大戦が勃発したのを好機とみて、大正四年

一月一八日、袁大總統に対して、いわゆる「対華二一カ条要求」を通告した。中国は、これには強く反発したが、五月二五日に成立した南満州および東部内蒙古に関する条約では、日本の要求どおりに、関東州、満鉄本線および安奉鉄道に関する租借期間を九九年に延長することに同意したため、日本としては、満鉄本線および安奉鉄道の租借期間の大幅な延長という懸案については解決した。

しかしながら、「対華二一カ条要求」に対しては、日本の要求に反発する中国国民の反日世論が高揚し、中国国内では、広東、上海や香港などにおいて日貨排斥運動が始まり、その余波は、瞬く間に揚子江流域などをはじめとする中国国内ばかりでなく、サン・フランシスコやバンクーバーなど北米西海岸や、仏印やシンガポールなどの東南アジア各地にも広がっていった。他方、第一次世界大戦中のため欧州商品の輸入が途絶しがちな中では、日本商品の商いに従事する中国人商人も少なくなく、日貨排斥が大きく広がるとは予想されなかったが、日置駐華公使から日貨排斥に対する取締りの強化について再三の要求を受けた袁大總統は、同年三月二五日、中国国内各地方当局に対して、日貨排斥運動の禁止を通告したものの、中国国内の反日世論は激化の一途をたどっていった。

日貨排斥運動が激化する中国本土に比べると、満州は比較的平穏であった。五月二一日、在牛莊太田喜平領事より、同市内の日本商品を取り扱う中国人商店に脅迫状が送付されたとの報告があった。落合は、関東都督府大連民政署長から、奉天における本邦商品の売れ行きがこれまでになく低下しているとの指摘を受けても、奉天における景気の低迷と、中国人商人が日本から直接商品の買い付けを行うようになったことが原因として、奉天において日貨排斥が行われていることは否定し、中国本土とは異なり、満州では平穏であることを強調していた。しかし、二五日、奉天ではまだ日貨排斥運動は起こっていないかったものの、安東においても日貨排斥運動の兆候がみられたことから、落合は、東三省当局に対して日貨排斥運動に対する取締りの強化を要請した。

しかしながら、六月にはいって、奉天においても密かに日貨排斥が行われていることが明らかとなり、表向きは東三省当局による布告もあって、学生等による文具類などの日本商品に対する不買運動が行われている程度であったが、密かに日貨排斥の檄文が配布され、また日本商品を取り扱う商店に対する脅迫状が送付されていることなどが判明したため、満州における日貨排斥運動の激化を懸念した落合は、五日、再び東三省当局に対して、これを根絶するための取締りの強化を要求したが、実際にはその取締り効果は薄く、奉天における日貨排斥運動の実態もなかなか明らかにならなかったため、落合は一二日にも重ねて東三省当局に対して取締りの強化を申し入れた。⁽²⁾

他方、六月七日には在吉林森田寛蔵領事から、吉林地方における日貨排斥の現状に関する報告が届いたのに続いて、一二日には在鉄嶺酒匂秀一領事代理、一四日には在奉天総領事館新民府分館主任竹内広彰副領事、二一日には在遼陽土谷久米蔵領事、二二日には在哈爾濱川越茂総領事代理、二三日には在安東吉田茂領事、二九日には在長春山内四郎領事からも、次々と満州各地における日貨排斥運動の状況が伝えられ、満州においても日貨排斥運動が急速に進展している様子が明らかにされた。⁽³⁾ 満州における日貨排斥運動は、漢口で発生したような暴動をともなう激しいものではなく、単なる不買運動にすぎなかったが、六月一八日には奉天市内の邦人薬種店に爆弾が投げ込まれるといった事件が起こったため、日貨排斥運動の急展開に危機感を抱いた奉天在留邦人は、二一日、在奉天在住邦人市民大会を開催し、六〇〇名の邦人が、日貨排斥運動に対して取締りを装うのみで、効果のある取締りを実行しない東三省当局を非難し、日貨排斥運動の禁止や治安維持の確保、爆弾犯人の逮捕などを要求する決議を採択した。⁽⁴⁾

落合は、奉天における日本商品の取引高が例年に比べ八割も激減していることは、両三年前からの不況、金融状況の悪化および銀価下落による購買力の低下のためであり、必ずしも、日貨排斥運動のためとは考えていな

かったが、欧米商品は高価であるため、日本商品を買う中国人も少なくないとして、奉天における日貨排斥運動がこれ以上に拡大することはないものと予想していた。六月二七日に在奉天総領事館警察が爆弾投げ込み事件の容疑者を検挙したものの、東三省当局においては、同容疑者は日貨排斥運動とは全く関係がないとしていたため、落合は、同容疑者を直ちに東三省当局に引き渡すことはしなかった。しかし同容疑者を逮捕した後は、排日脅迫文の配布なども止み、日中間における商品取引も再開され、日本商品の売れ行きも回復し始めたほか、中国人市民も奉天市内における領事館警察官による警備を歓迎するなど、事態の改善が見えてきたことから、落合は奉天における日貨排斥運動は下火になりつつあるとみていた。⁽⁵⁾

七月二一日、在奉天在留邦人市民大会に続いて、満州各地の在留邦人代表が参加する在留邦人居留民大会が奉天において予定されていた。落合は、すでに満州における日貨排斥運動は鎮静化の方向に向かっていることもあり、在留邦人による大規模な抗議集会が開催され、東三省当局の取締りを非難するようなことになれば、いたずらに東三省当局を刺激しかねないことをおそれ、主催者に対して、少人数で冷静かつ慎重に在留邦人の利害得失についてのみ討議するよう説得した。このため、主催者からは、落合が同大会の開催を阻止する不当な介入をしようとしているといった非難も受けたが、居留民大会は、実際には、奉天地区代表三二名と奉天以外の地域代表一六名による穏便な大会に終始し、日本政府に対して、中国本土とは事情の異なる満州に対する政策の確立、東三省当局に頼ることなく、日貨排斥運動に対する自衛措置の実行、日貨排斥運動による満州在留邦人の被害に対する救済などを求める決議を採択しただけで終了した。⁽⁶⁾

七月二三日、落合は加藤外相に対して、奉天における日貨排斥運動が下火になっていることを報告したが、日本側が東三省当局を非難することによって、爆弾犯人の逮捕をきっかけに収束し始めた日貨排斥運動が再燃することを警戒し、これをそのまま収束させるために苦慮していた。⁽⁷⁾ 満州においては辛亥革命の余波が収まってきた

とはいえ、日貨排斥運動に対する在留邦人の反発が大きくなれば、これが満蒙独立運動といった反政府活動に結びつけられ、中国革命政権から、日本が満蒙独立運動に加担していると受け止められかねない恐れがあり、落合としては、日貨排斥運動に対する在留邦人の反発も和らげなければならなかった。

- (1) 大正四年五月二日在牛莊太田領事発加藤外相宛電報第二号。
同二五日、三一日在奉天落合総領事発加藤外相宛電報第五一号、公信公第一〇四号、同二七日在安東吉田領事発加藤外相宛公信公第七〇号（以上、外務省編『日本外交文書』大正四年第二冊六四六文書、〈以下、『外文』大正四一、六四六のように略す〉）、『外文』大正四一、六五八、六六一および六七三。
- (2) 大正四年六月四日、五日、一二日在奉天落合総領事発加藤外相宛公信公第一〇八号、電報第五二号、第五六号（以上、『外文』大正四一、二、六七六、六七七および六八六）。
- (3) 大正四年六月七日在吉林森田領事発加藤外相宛公信機密公第二六号ほか（『外文』大正四一、二、六八二など）。
- (4) 大正四年六月二日在奉天落合総領事発加藤外相宛電報第六四号。
同二日中村関東都督発加藤外相宛電報秘第五二号（以上、『外文』大正四一、二、七〇二および七〇七）。
- (5) 大正四年七月一日、三日在奉天落合総領事発加藤外相宛電報第八六号、九〇号（以上、『外文』大正四一、二、二七および七三二）。
大正四年六月二七日、七月三日、五日在奉天落合総領事発加藤外相宛電報第七六号、八九号、九一号（以上、『外文』大正四一、二、二六八）。
- (6) 大正四年七月二日在奉天落合総領事発加藤外相宛公信機密公第二〇九号（『外文』大正四一、二、七五七）。
- (7) 大正四年七月二三日在奉天落合総領事発加藤外相宛電報第一一三号（『外文』大正四一、二、七五八）。

四 滿州懸案問題の処理

(一) 滿鉄培養線敷設権問題

明治四五年七月八日に成立した第三回日露協約の背景には、滿州西部において、実際にそれが建設されることはなかったものの、英国が画策した錦愛鉄道計画などが日露両国の鉄道權益を脅かす共通の脅威と認識されたことがあった。第一回日露協約では、東経一二度以東の滿州において、日露両国の勢力範圍を南北に二分することに合意したが、第三回日露協約では、その南北に二分した境界を東経一二度以西にも延長することが合意された。滿鉄本線はほぼ東経一二二度に沿って南北に走っているため、これにより、露国は、滿鉄本線の西側に広がる遼西地方を日本の勢力範圍とすることに同意し、日本としては、滿鉄平行線を忌避し、遼西地方における權益を拡充するため、滿鉄本線から遼西地方にいたる支線、すなわち培養線の敷設権獲得を目指すことになった⁽¹⁾。

ところで、英国は、錦愛鉄道の敷設を計画する一方で、滿鉄本線を横断した京奉鉄道を奉天から海龍を経て吉林にまで延長することを画策していた⁽²⁾。大正二年二月一九日、京奉鉄道の奉天から吉林への延長計画を伝え聞いた牧野伸顕外相は、その事実確認を落合に求めた。落合は、これを単なる風説に過ぎないと否定しながらも、明治四四年九月二日に京奉鉄道延長協約が成立したことにより、滿鉄本線を横断した京奉鉄道がさらに奉天以東に延長される可能性は十分にあり、それが建設されれば、その終点が吉林となるか、朝鮮半島の会寧となるかにかかわらず、滿鉄への経済的な影響が大きいことを指摘し、その建設には反対する必要があるとの所見を述べた⁽³⁾。在露公使館在動中に第一回日露協約の成立のために奔走した落合としては、滿鉄本線の東側地域に、日本以外の列強が鉄道を敷設することを強く警戒していたのは当然であった。

このため、同年三月一二日、牧野外相が、中村是公滿鉄総裁や伊集院駐華公使とともに、落合にも、日本が、

今後、満州に建設すべき鉄道および中国ないし列強による建設を阻止すべき鉄道について意見を求めた。それに対して、落合は、同一九日、第一に、満鉄本線の東側および吉長鉄道（長春・吉林間）および吉会鉄道（吉林・会寧間）の南側の地域、すなわち第一回日露協約において、露国が日本の勢力範囲と認めた地域では、日中両国以外による鉄道建設は認めるべきでないこと、第二に、中国が同地域で鉄道を建設する場合でも、それが満鉄の培養線とならない、つまり満鉄本線との接続がなされないかぎりには、その建設にも反対すべきこと、しかしながら、奉天を起点とする鉄道は、それが京奉鉄道に接続されれば、満州産物資が満鉄を経由することなく満州外に輸送されることが可能になるため、特に奉天を起点とする鉄道建設には反対すること、第三に、満鉄本線の西側地域では、すなわち第三回日露協約において、露国が日本の勢力範囲と認めた地域では、満鉄本線四平街から鄭家屯を経て洮南にいたる四洮鉄道を建設することなどの意見具申を行った。⁽⁴⁾

この第三点は、明治四一年一月に当時の在奉天総領事加藤本四郎の意見具申を踏まえ、同年九月二五日に桂内閣が閣議決定し、英国の構想する法庫門鉄道（新民屯・法庫門間）の建設を容認することに対する見返りとして要求したことに由来するが、落合は、第三回日露協約において、日本の勢力範囲が遼西地方にも拡大されたことよって、同地方における培養線の建設の必要性を十分に認識し、満鉄本線の西側に広がる遼西地方の農産物を満鉄本線に吸収し、満鉄の増収につなげることが満鉄培養線建設の目的であることを改めて強調した。⁽⁵⁾

牧野外相は、大正二年八月一八日、着任直後の山座円次郎駐華公使に対して、満鉄本線の西側地域では、四洮鉄道を基礎として、これをさらに洮南から満州南西部の熱河に向けて満州西部を南北に走る鉄道、および同鉄道と満鉄本線とを結ぶ鉄道の三路線、また満鉄本線の東側地域では、満鉄本線開原から海龍を経て、将来は吉林にいたる鉄道の各敷設権を獲得するため、中国との交渉を開始しよう命じた。⁽⁶⁾八月一九日、北京では、横浜正金銀行小田切万寿之助取締役主催の会食の席において、山座公使は朱啓鈴交通総長に日本の要求を伝えたが、翌二

○日に小田切取締役が改めて朱交通総長に面会した際には、朱交通総長は、満鉄本線と洮南とを結ぶ鉄道については、四平街からではなく、吉長鉄道の延長線として長春を起点としたいとの要望を表明した。⁽⁷⁾

これに対して満鉄は、長春を起点とした場合には、四平街を起点とする場合に比べて、建設する鉄道の距離が長くなるとして、洮南への鉄道の満鉄本線の起点は、長春ではなく四平街とすることを改めて主張した。落合も、満鉄と同じく、遼西地方の農産物等集積地である鄭家屯から、満州の農産物が京奉鉄道に吸収されることなく、また遼河の水運によって運ばれることも防ぐためには、積出港となる大連への輸送距離を短縮する必要があるとの観点から、洮南への培養線の起点は四平街とすることが有利との意見具申を行った。加えて吉長鉄道を洮南に向けて延長する場合には、それが満州中央部を東西に走る鉄道となるため、満州北部において、日露戦争後も露国が引き続き保持している東支鉄道（満州里・哈爾濱・綏芬河間、辛亥革命前の東清鉄道）の競争線ともなることから、満鉄培養線の建設問題に露国が介入する余地を残しかねないとの注意も喚起した。⁽⁸⁾

一方、満鉄本線東側地域の海龍への鉄道の満鉄本線の起点について、陸軍は、開原ではなく、奉天とするよう要求していた。奉天は満州における政治、経済、軍事の要でもあったから、奉天を起点とする鉄道建設は、日本の満州経営にとって不可欠ともいえたが、満鉄では、落合と同じく、奉天と海龍とを結ぶ鉄道建設には強く反対していた。一〇月三日、牧野外相は陸軍の意向を山座公使に伝え、中国との交渉における諸否を一任したが、山座公使は、同公使が以前にも、陸軍と同じように奉天を起点とすることを主張した際に、本省は奉天を起点とする場合には、それが実質的に京奉鉄道を延長することに等しいといった理由から、奉天を起点とすることに同意しなかったことを指摘し、満鉄本線上の起点については交渉の議題ともしなかった。山座公使が奉天に固執せず、落合の判断を尊重したのは、本省が、落合からの意見具申を踏まえて、すでに奉天を起点とする鉄道建設には反対の方針を固めていたことを尊重したからに他ならなかったが、このことは、奉天を起点とする鉄道は、京奉鉄

道に接続され、満鉄の競争線となる可能性が高いとの落合の認識が、本省および在華公使館において、共通の認識となっていたことを示している。

大正二年一〇月五日、孫寶琦外交総長と山座公使との間で、いわゆる満蒙五鉄道に関する交換公文が取り交わされ、四洮鉄道（四平街・鄭家屯・洮南間）、開原・海龍間鉄道に加えて、中国の要求により加えられた長春・洮南間鉄道の各敷設権と、将来、吉林・海龍間鉄道および洮南・承德間鉄道を建設する場合には、これらの鉄道に日本からの借金を優先する敷設優先権が日本に認められた。この五鉄道については、大正四年一月一七日、横浜正金銀行と中国側との間で四洮鉄道（四平街・鄭家屯間）に関する借款契約が調印され、大正六年四月に四平街・鄭家屯間（四洮鉄道四鄭線）が着工し、翌大正七年一月に竣工する。また四洮鉄道の全線は、大正一三年七月に営業が開始される。しかし、満蒙五鉄道のうち日本が敷設権を獲得した三鉄道の中で、実際に中国側が日本の着工を認めたものはこの四洮鉄道のみであった。¹⁰⁾

(1) 阿部守太郎政務局長は、満州鉄道利権の恒久化の不可欠なことと、関東都督府および満鉄に対する外相による監督強化の必要なことを指摘しており、満鉄本線および安奉鉄道の租借期間の延長、および満州統治機構の一元化は本省幹部の共通の認識になっていた（大正二年（日付不明）阿部政務局長稿「支那ニ関スル外交政策ノ綱領」〔外文〕大正二一一、八三〇）。

また満州西部における錦愛鉄道計画など満鉄平行線問題をめぐる国際関係などについては、拙著『東アジア鉄道国際関係史』（平成元年、慶應通信）を参照されたい。

(2) 大正二年二月七日在華伊集院公使発加藤外相宛電報第一四三号（『外文』大正二一一、五六六）。

京奉鉄道は一八九〇年に李鴻章が最初に計画したといわれているが、その計画では、英国の技術と資本により、奉天から先は吉林を経て琿春にまで延長する予定であったから（前掲拙著参照）、中国としては、京奉鉄道延長問題

が解決したのを機会に、当初の計画のとおり、京奉鉄道を奉天から満州北東部に延長しようとしたものといえよう。

- (3) 大正二年二月十九日在奉天落合総領事発加藤外相宛電報第二九号〔外文〕大正二二二、五七二。
 (4) 大正二年三月一二日牧野外相発在奉天落合総領事宛機密送第三五号。

同三月一九日在奉天落合総領事発牧野外相宛機密公第七九号〔以上、〔外文〕大正二二二、五七三および五七五〕。
 (5) 拙稿「在奉天総領事 加藤本四郎―在奉天総領事のみた満州問題―」(慶應義塾大学法学研究会編『法学研究』第八四巻第一〇号、平成二三年一〇月)。

明治四二年に在奉天総領事館が取りまとめた「在奉天帝国総領事館管轄区域内事情」では、明治四二年上半期における満鉄の営業収入は、前年同期に比べて倍増したが、その最大の理由は、満州産大豆の生産量が当初の見込みの倍にもなる豊作であったため、大豆にかかわる運賃収入が三倍にもなったためと述べている。〔外史〕6・1・2・611―22)。

- (6) 大正二年八月一八日牧野外相発在華山座公使宛電報第四〇一号〔外文〕大正二二二、五八七。

- (7) 大正二年八月二〇日在華山座公使発牧野外相宛電報第六六三号〔外文〕大正二二二、五八八。

- (8) 大正二年八月二八日、九月一日在奉天落合総領事発牧野外相宛電報第一八三号、公信機密公第二一五号〔以上、〔外文〕大正二二二、五九六および六〇二〕。

- (9) 大正二年一〇月三日牧野外相発在華山座公使宛電報第五二六号。

同一〇月七日在華山座公使発牧野外相宛機密第三五七号〔以上、〔外文〕大正二二二、六一八および六二二〕。

- (10) 八月二日、井原在奉天総領事代理は、山座公使の指示により、張作霖奉天都督を訪ね、開原・海竜間鉄道の建設について意向を照会したところ、日本からの借款により同鉄道を建設することはもとより、満州において日本の借款により中国が鉄道を建設することには賛成であり、日本以外の国が借款を供与することには、日本と満州との関係から同意しないと述べていた。(大正二年八月二二日在奉天井原総領事代理発牧野外相宛電報第一七五号、〔外文〕大正二二二、五九三)。

しかし、その後、満鉄培養線の建設をめぐる、大正七年九月に滿蒙四鉄道に関する交換公文が、また昭和二年一〇月に山本・張協定が取り交わされるが、満州事変が勃発するまでに、日本が建設することのできた培養線は、

四洮鉄道以外には、結局、四洮鉄道の延長線ともいべき洮昂鉄道（洮南・昂々溪（三間房）間）のみであった。

（二）鄭家屯日本軍銃撃事件

大正三年八月一七日、鉄嶺駐屯の鉄道守備隊歩兵二個中隊（三九七名）および騎兵一個小隊（三二騎）が、前年一〇月に日本が敷設権を獲得した四洮鉄道建設予定路線に沿って、四平街から鄭家屯に向けて行軍中に、鄭家屯近郊において、現地農民および警官からの銃撃を受け、同部隊がこれに応戦するという事件が勃発した。在鉄嶺森田寛蔵領事の調査によれば、当初、中国側は、この事件は現地住民と馬賊との間の銃撃であり、同部隊を標的としたものではないとしていたが、その後、日本の国旗を掲げて日本軍であることを明示したにもかかわらず、旗手の兵士が中国側からの銃撃を受けて負傷したこと、また中国警官が、その直前に、昼食休憩中の同部隊に接触し、中国側はそれが日本軍であることを承知していたなどの事実が明らかになり、中国側が故意に日本軍を攻撃したのではないかとの疑いもたれるにいたった⁽¹⁾。

これに対して中国外交部曹汝霖次長は、事件の解決交渉を奉天において行うことを日置公使に希望するとともに、鉄道付属地外に日本軍が駐屯することには条約上の根拠がないとして、日本軍の速やかな撤退を要求してきたため、九月七日、日置公使は事件を穏便に解決するよう加藤外相に意見具申した。これを受けて、同二二日、加藤外相は落合に対して、この事件は馬賊に應戦したものであって、日本軍に向けて発砲したのではないとの中国の主張は遁辞にすぎず、このようなことを不問に付すことは南滿州における日本の立場からは到底容認できないとしながらも、大局的な利害からこれを穏便に解決するよう命じた⁽²⁾。

事件発生とともに、関東都督府は応援のため現地に一個中隊を増派したが、事件の鎮静化にともなって撤兵したため、同年九月二八日の時点では、鄭家屯には歩兵二二七名、騎兵四七騎が残留するのみとなり、加藤外相は、

事件解決までは、残留部隊をそのまま現地に駐屯させることとした。⁽³⁾この間に、関東都督は、同一五日に福島安正陸軍中將から中村覚陸軍中將に交代するが、福島都督は、退任前の同一日、加藤外相に対して、居留地外に居住し、事業に従事する邦人の活動には条約上の保護が与えられていないため、この機会に、これらの邦人に対する権利を明確に認める条約の締結を要求したのに対して、加藤外相は、一〇月六日、中村新都督に対して、事件を穏便に解決するためには、一時的な突発的事件の解決に絡めて、全局面にかかわるような問題を提起すべきではないとして、福島前都督の要求には拒絶する意思を明らかにした。それは、加藤外相自身が、日本軍の鄭家屯駐屯には法的根拠がないことをよく承知していたためであった。⁽⁴⁾

交渉は、一月一二日に開始され、落合は、実行犯に対する処罰、監督責任者に対する処分および被害を受けた日本軍兵士に対する賠償金の支払い等六項目を要求した。特に、落合が重視したことは、事件の再発防止のためには中国側の責任を明らかにする必要がある、そのためには、傷害を負った日本軍兵士に対する慰謝料の支払いとともに、中国側関係者の処分を要求した。⁽⁵⁾しかしながら、東三省当局は、一二月二〇日、事件発生以来、現地に駐留し続けている日本軍の撤退を要求してきたため、交渉は暗礁に乗り上げた。落合としても、これが中国側警官による故意ともみえる日本軍に対する銃撃事件であるにしても、日本軍が鉄道付属地外の鄭家屯に駐留することの法的根拠には乏しいため、日本軍の撤退に応じなければ交渉の妥結も難しく、鄭家屯からの撤兵に応じた上で、交渉の早期妥結をはかるよう意見具申を行ったが、加藤外相はこれに同意しようとはしなかった。⁽⁶⁾

このため、交渉の焦点は日本軍の鄭家屯からの撤兵時期に絞られ、大正三年中に事件の解決をみることはできなくなった。鄭家屯からの撤兵については、当初、加藤外相は落合に、交渉の開始に先立って、交渉妥結後の撤兵を表明するよう指示していたが、一〇月六日になって、交渉妥結後も、部隊の一部は撤退しても、当分の間は駐兵が続くことを示唆し、交渉妥結後の撤兵について表明することを見合わせるよう指示した。このため落合は、

日本軍の鄭家屯からの撤兵の時期については、何ら具体的に言及することができず、翌大正四年一月一四日、東三省当局に対して、事件の解決交渉と日本軍の撤兵問題とは全く別の問題であることを強く主張した。そのため同二八日には東三省当局も日本軍の撤兵について確約を求めることは断念し、日本軍の鄭家屯からの撤兵問題については何ら触れられることなく、中国側当局関係者に対する処分や、日本側負傷者に対する中国からの慰謝料の支払いなどについて合意し、交渉は二月二五日に妥結した。⁽⁷⁾

大正四年五月二二日、落合は加藤外相に対して、鄭家屯での駐留は臨時の措置であったため、秩序回復の後には撤兵を拒む理由は薄弱となるが、他方、日本軍が鄭家屯に進駐した結果、四洮鉄道が建設されることを見越して同地に進出する邦人が増加しているため、撤兵にあたっては、これら邦人の安全を確保することも必要になっているとして、落合は、四鄭線の着工を急ぐとともに、中国側の内諾を得ることは難しいとしても、当分の間は、在鉄嶺領事館警察官の鄭家屯常駐を継続することが必要との意見具申を行った。六月三日、加藤外相は落合に対して、撤兵時期については追って通報するとして、それまでは撤兵問題について、中国側と接触しないよう指示し、改めて日本には撤兵する考えのないことを示した。⁽⁸⁾

四洮鉄道四鄭線の着工は、前述のとおり、大正六年四月まで待たなければならなかったが、領事館警察官の鄭家屯常駐については、翌大正五年一〇月二五日、落合が奉天から離任した後、在奉天総領事館鄭家屯分館を開設することに、法的には領事館警察官を駐在させることが可能になるが、鄭家屯分館の開設を目前にした八月一三日、鄭家屯に在住する邦人雜貨商と中国人兵士との間の口論がきっかけとなり、日中両軍の間で戦闘が行われ、同地に常駐していた在鉄嶺領事館警察官一名が戦闘に巻き込まれて死亡するなど、両軍に死者および重軽傷者をだす鄭家屯事件が発生した。落合が、法的根拠のないまま日本軍が駐屯し続けることに反対し、撤兵を求めていたのは、日中両軍の間でこのような衝突事件が発生することを懸念していたためではなかったかと思われる。

- (1) 大正三年九月一日在鉄嶺森田領事発加藤外相宛公信機密第二四号〔『外文』大正三一二、一二四〕。
- (2) 大正三年九月七日在華日置公使発加藤外相宛電報第六六号。
同二日加藤外相発在奉天落合総領事宛公信政機密第一一二号（以上、『外文』大正三一二、一二五および一三〇）。
- (3) 大正三年九月二九日在鉄嶺森田領事発加藤外相宛公信機密第三一号別紙〔『外文』大正三一二、一三三付属書〕。
- (4) 大正三年九月一日福島関東都督発加藤外相宛公信機外第一四〇号（一八日外務省接受）〔『外文』大正三一二、一二七〕。
- （福島都督は、九月一日付け公信で加藤外相宛に同要求を提出したが、同公信が外務省に接頭したのは一八日で、その間の一五日に関東都督は福島から中村に交代しているため、加藤が福島都督の要求に接したのは、関東都督が福島から中村に代わった後であった。）
- 中村都督は、一〇月一日、加藤外相に対して、「(略) 呉俊陞は此際寧ろ其儘として我に利用するを有利と考う」と述べてきたため（大正三年一〇月一日中村関東都督発加藤外相宛電報秘第二二八号、『外文』大正三一二、一三六）、加藤外相は、同六日、中村都督に対して、「(略) 貴官管轄内に発生の外交事件に関し、随時貴見の程御稟申相成るは敢て差支無之候共、前記貴電秘第二二八号の如きは甚其体を得ざる次第に付き、自今深く御注意相成様致度を念此段申進候也」と強く批判し、関東都督が外交交渉に介入することがないよう注意を喚起している（同一〇月六日加藤外相発中村都督宛政機密送六七号、『外文』大正三一二、一四〇）。
- (5) 大正三年九月二八日、同一〇月一日在奉天落合総領事発加藤外相宛公信機密第一八七号、電報第一八八号（以上、『外文』大正三一二、一三三および一三五）。
- なお、落合は、中国側責任者として、洮遼鎮守使呉俊陞の解任を要求した。呉は、二年前の邦人銃器輸送隊員を虐殺した容疑により中国側に処分を要求していた上に、この事件においては中国側の事実上の首謀者と黙されている人物であったが、東三省当局は呉については事件との関係がないことを主張し、また在鉄嶺領事館における捜査においても、呉が関与していたことを示す証拠を見つけることはできなかったため、一二月一〇日、落合は、交渉妥結のためには、呉に対する処分要求を撤回することもやむをえないことを加藤外相に伝え、同一五日、加藤外相

もこれを了承した（大正三年一月二〇日在奉天落合総領事発加藤外相宛電報第二〇五号、同一五日加藤外相発在奉天落合総領事宛電報第二〇〇号、『外文』大正三一一、一五五および一五八）。

(6) 大正三年一月二〇日在奉天落合総領事発加藤外相宛電報第二一二号。

同二三日加藤外相発在奉天落合総領事宛電報第二〇四号（以上、『外文』大正三一二、一五九および一六〇）。

鄭家屯における日本軍の駐兵にかかわる条約上の問題については、日置公使から交代したばかりの林権助駐華公使も、大正五年八月一八日、鄭家屯事件解決交渉に関する意見具申を行った際に、「（略）鄭家屯には我兵員を駐屯せしめ得る権利あるや否や甚だ疑わしき地方（略）」と指摘している（大正五年八月一八日林在華公使発石井外相宛電報第七四四号、『外文』大正五一一、六六三）。

(7) 大正三年一月六日加藤外相発在奉天落合総領事宛公信機密第一二二〇号。

大正四年一月三〇日、二月二三日、二月六日在奉天落合総領事発加藤外相宛公信機密第三二一号、機密公第五三三号、電報第二六号（以上、『外文』大正三一一、一三九、同大正四一一、五〇三、五〇八および五一二）。

(8) 大正四年五月二二日在奉天落合総領事発加藤外相宛公信機密第一二三号。

同六月三日加藤外相発在奉天落合総領事宛公信政機密送第二八号（以上、『外文』大正四一一、五一九および五二〇）。

五 むすび

落合は、大正四年九月一〇日、在伊大使館参事官を命じられ、同年九月二三日に本省政務局第一課から着任した矢田七太郎領事に事務を引継ぎ、同二七日に離任したが、その奉天在勤は三年一〇カ月におよんだ。⁽¹⁾

落合は、着任早々、辛亥革命の展開に翻弄させられたが、辛亥革命が勃発したとはいっても、実際に革命が成就するかどうかの見通しは必ずしも明らかではなく、官革兩派の間であって、落合としては、とりわけ清王朝派

の東三省総督との関係において、中立を保つことの難しさを感じていた。落合は、着任直後の明治四四年一月二八日、日本が厳正中立を保ち、邦人や權益に被害がおよばないかぎり、軍事的な行動はとらないという西園寺内閣の自衛措置は消極的すぎると考え、革命後の日中関係を考えれば、英米等各国に対して、日本が辛亥革命を契機に滿州權益の拡大をはかろうとしているといった誤解を与えない範囲で、引き続き權益の拡充に努めるべきであり、それは在奉天総領事としての活動の指針ともなると内田外相に意見具申を行っている⁽²⁾。

このように、在奉天総領事として日本の在滿權益の強化に目を向ける落合の関心は、とりわけ落合が四洮鉄道の建設を提議したことに表れているとおり、第三回日露協約によって日本の新たな勢力範囲と認められた遼西地方にあった。落合が奉天に着任した後に成立した第三回日露協約において、露国が遼西地方を日本の勢力範囲と認めたことの重要性を認識する落合は、同地方における日本の權益確保を強く意識していた。遼西地方へ進出するため、鄭家屯への滿鉄培養線の建設を建築したことは、落合のかかる認識を端的に示したものといえよう。

日貨排斥運動が激化する中でも在留邦人による東三省当局への批判を抑え、また滿蒙独立運動に対しても、関東都督府が滿蒙独立運動に加担していたのとは対称的に、落合がこれを支持しないという姿勢を強く打ち出したのは、中国革命政権に対して日本が滿蒙独立運動を支持していると見られるようなことは、日本の在滿權益の拡充にとっては障害になると確信していたからである。落合の内報によって、いわゆる第一次滿蒙独立運動は鎮靜化したものの、それでもなお滿蒙独立運動を支持する関東都督府では、密かに武器の供給など独立運動派に対する支援を開始するが、こうした活動は、日本が進出の途についたばかりの遼西地方を中心に展開されており、落合としては、内政干渉にも等しい大陸浪人等の遼西地方における活動にも、警戒しなければならなかった。

したがって、遼西地方の中心地鄭家屯において、行軍中の日本軍に対する銃撃事件が発生したことは、関東都督府の動きが、滿蒙独立運動を水面下で支援しているのではないかといった疑いがもたれている中でのことであ

り、日本軍が鄭家屯に非合法的に駐屯しながら、遼西地方における權益の拡大をはかることは、中国内外から多くの批判を招きかねない懸念もあった。このため解決交渉では、落合は、加藤外相に対して、あくまで日本軍の撤兵に拘ることになった。それにもかかわらず、この事件を契機に、落合の予想を超える勢いで多くの邦人が鄭家屯に進出し、そのために、これら邦人の安全を確保する部隊の駐屯が不可欠になったというのは、落合にとつては、条約上の根拠がないまま日本軍が駐屯する中で、遼西地方の權益を拡大しようとするものであり、同意しづらいところであった。しかし同時に落合には、管轄地域の総領事として、鄭家屯をはじめとする遼西地方に進出する邦人に対する保護についての責務も生じており、落合としては、その矛盾に苦慮していたと思われる。

大正四年一月五日、落合は、在伊大使館参事官としてローマに赴任するため、奉天より帰朝したところで、改めて特命全権公使を拝命し、オランダ駐節（デンマーク兼任）を命じられ、その後、大正九年九月四日からは在伊特命全権大使に任じられた。大正一五年四月三〇日、病を得た落合は帰朝の命を受けてローマを離任するが、六月四日、シンガポールから香港に向かう帰国途上の船中にて死去する。享年五六歳であった。

(1) 在奉天総領事は、大正三年中にも、落合から小畑西吉在天津総領事に交代することが内定していたといわれている。小畑はすでに前年大正二年九月一三日に天津から帰朝していたが、大正三年五月二三日に在華公使館水野幸吉参事官が、また続いて五日後の二八日には山座円次郎公使が急逝したため、加藤外相は、急遽、小畑を在華公使館一等書記官に任じ、小畑は六月四日に北京に着任し、臨時代理公使を務めた。このため、落合の後任の在奉天総領事の人事については目処がたたなくなり、落合の奉天在勤が三年を超えて長くなることになった。

(2) 明治四四年一月二八日在奉天落合総領事発内田外相宛電報第四五七号〔外史〕1・1・2・67―1松。